

さいたま市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年 2月 27日

さいたま市長

清水 久人

## さいたま市規則第3号

### さいたま市債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市債権管理条例施行規則（平成28年さいたま市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(債務者に関する情報の共有) 第4条 [略] 2 条例第7条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関及び議会（以下この条において「実施機関等」という。）が当該情報を保有する実施機関等に照会するものとする。 3 前項の規定により照会を受けた実施機関等は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関等に回答するものとする。	(債務者に関する情報の共有) 第4条 [略] 2 条例第7条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関及び議会（以下この条において「実施機関等」という。）が当該情報を保有する実施機関等に、 <u>書面により</u> 照会するものとする。 3 前項の規定により照会を受けた実施機関等は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関等に、 <u>書面により</u> 回答するものとする。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。